

高葛藤夫婦の面会交流， 監護者・親権者指定について

山 口 亮 子

は じ め に

2011（平成23）年に民法766条が改正され、離婚時に親子の交流と養育費を定めることが明文化された⁽¹⁾。そこでは、離婚時に面会交流と養育費の取決めを父母が協議で行い、その協議が調わないときは家庭裁判所の審判事項となることが規定され、その際、子の利益を最も優先して考慮しなければならないとされた。これまで、離婚後の子どもにとって何が必要なことか、またそのために父母は何をすべきかということを国民の多くは知ることがなかったが、本条項が、任意にせよ父母に子の利益のために面会交流と養育費について協議をすることを示したことの意義は大きい。

日本民法は、法的親子関係および親権等について、父母の婚姻を基本として構成しているため、未婚等婚姻外で生まれた子や離婚等婚姻外で育つ子の親権は、一方親のみが有する。この法的関係が表すように、現実の社会においても、離婚は親子の生き別れを意味し、実際単独親権を得た親には、子と別居親との交流の許否、養育費を取り決めるか否かの判断が委ね

(1) 民法766条は別居時にも類推適用されることが判例および実務上認められているため、本稿では離婚時と同様に、別居時の監護者指定と面会交流も対象とする。

られているかのように⁽²⁾、非親権者は存在しない者として扱われていた時代が続いた。しかし、子どもは母との関係、父との関係と、個別的な関係性を有している。民法上、面会交流が誰の権利であるかとの構成は取られていないが、これまで子の利益を主眼として判断してきた家庭裁判所および最高裁判所において、離婚後の親子の交流を認めてきた実務が立法化された⁽³⁾。

子どもは、親の別離に衝撃を受けて、様々な心身の症状を発するが、それを乗り越えるためには、父母双方が子の養育に関わり、適切なサポートを行うことが必要である。これについて検討した家裁月報掲載の論考⁽⁴⁾が、裁判例にもしばしば引用され、一つの指針として働いているようである。一部ではこれを面会交流原則論として批判されることもあるが⁽⁵⁾、当該論考は決して短絡的にかつ片面的に面会交流を認めるべきと言っているわけではない。子は両親の問題と自分の問題とを分けて考えることができないた

(2) 母子世帯の養育費の受給率は24%であるが、取決めをしていない母子世帯は54%である。その理由で最も多いのは、「相手と関わりたくなかった」が31%で、次いで「相手に支払う能力がないと思った」が20%である。父子世帯では74%が取決めをしておらず、子どもの貧困が問題となっている現代において、養育費の取決めが任意に委ねられていることは大きな問題である。厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査の結果」55頁参照。<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11923000-Kodomoka-teikyoku-Kateifukishika/0000190325.pdf>

(3) 民法766条は面会交流の権利性は明示していないが、面会交流権に関する議論とその変遷については、二宮周平編『新注釈民法(17)』[棚村政行] 360頁以下(2017年)参照。

(4) 細矢郁、進藤千絵、野田裕子、宮崎裕子「面会交流が争点となる調停事件の実情及び審理の在り方：民法766条の改正を踏まえて」家月64巻7号1頁(2012年)。

(5) 梶村太市「766条改正の今日的意義と面会交流の原則的実施論の問題点」戸籍時報692号18頁以下(2013年)。

め、両親の離婚を自分の責任と思いこんだり、他方親から捨てられたと感じたりする。これは、子の発達心理学からの知見を踏まえ、また離婚が子に与える影響についての研究に基づいて、離婚による衝撃を子が乗り越えられる親子の関係性を作ることを示しているのである。親は、夫婦間の問題と親子の問題を切り離して考え、⁽⁶⁾別居・離婚後も子にとって父母双方の愛情と養育を継続させるよう協力することが要請されている。なにより、多くは協議離婚で決まる単独親権者は、必ずしも子の利益を理解しうる唯一の者である訳ではないのであるから、子の養育の権利や責任を一方が抱え込むよりも、双方で分担する方が、子どもが持つ危機感も分散されるであろう。⁽⁷⁾別居や離婚後、父母が面会交流の取決めをしていないのは、深刻な問題を抱えているからというよりも、⁽⁸⁾面会交流の重要性を認識していなかったり、義務的ではなかったりすることが多いからであり、そのような

(6) たとえば、細矢・前掲注(4)38頁では、監護親である母が、子が不安定になるとか、子が望んでいないとして子どもの利益のために面会交流を拒否していたが、調査したところそれは、父にかわいがられている子どもが父の方に行ってしまうのではないかという自らの不安から、父子交流を拒否していたとする例が紹介されている。

(7) 友田明美『子どもの脳を傷つける親たち』(NHK出版新書、2017年)は、親の子への不適切なかかわり方をマルトリートメントと呼び、その行為が軽くても弱くても、子どもの脳を傷つけていることを医学的見地から示しており、既婚、未婚、離婚、DV、虐待の有無にかかわらず、どのような親でもそれを行う可能性があることを示している。また別の調査では、虐待相談事例の119例中92例(77.3%)が離婚歴のある親であることが示されており、社会的孤立を招かないためにも、複数の親による養育や社会的支援の必要性が求められる。中澤香織「家族構成の変動と家族関係が子ども虐待へ与える影響—母親の家族内における立場に注目して—」厚生労働省59巻5号20頁(2012年)。

(8) 面会交流を実施していない理由のうち、相手に暴力などの問題行動があるのは、母子世帯で1.2%、父子世帯で1.3%であり、5割はその理由は不詳である。厚生労働省・前掲注(2)72頁。

現状において、766条の改正および子どもの利益に向けた動きがあること⁽⁹⁾は重要である。基本的に親子の交流の重要性が認識される意義は大きい。

しかし、例外として、裁判例に現れる父母が争うケースにおいて、いかなる場合でも面会交流をすることが子の利益にかなうか否かということが問題になる。紛争性の高い、いわゆる高葛藤事例の場合に面会交流を判断していくことは、裁判所でも困難に直面する。夫婦間の紛争が激しく、合意ができない理由は様々であるが、本稿では、裁判で争われる面会交流や監護者・親権者指定において、父母の状況を主に次の2つに大きく分けて考えることにしたい。それは、①婚姻中にドメスティック・バイオレンス（以下、DV という）や虐待等があり、監護者・親権者が面会交流を拒絶しているか、同様の理由で子ども自身が拒絶している場合、②上記の理由がなく、夫婦間の問題から、監護者・親権者が子を他方親に会わせたがらないか、監護者・親権者への忠誠心またはその影響から子が拒絶している場合である。このとき、父母双方から主張されるDV や虐待の有無、および子の真意を探ることは非常に困難な作業となるが、存在するであろう真実に即せば、①は、非監護親が自分本位に、あるいは監護親と子を害する目的をもって親権・監護権、または面会交流を主張している場合であり、親同士、および親子間に身体的・精神的・性的暴力が存在するケースである。②は、監護親が自分本位に、あるいは非監護親を害する目的をもって面会交流を否定している場合である。監護親が不合理な理由により拒絶し、子を他方親から遠ざけようとして他方親を誹謗中傷し、子どもを親嫌いと

(9) 二宮周平編『面会交流支援の方法と課題：別居・離婚後の親子へのサポートを目指して』（法律文化社、2017年）、棚村政行編著『第2版面会交流と養育費の実務と展望—子どもの幸せのために』（日本加除、2017年）、片山登志子・村岡泰行編『代理人のための面会交流の実務—離婚の調停・審判から実施に向けた調整・支援まで』（民事法研究会、2015年）等参照。

するものであり、その部類は学術上、片親疎外（Parental Alienation：以下、PA という）と名付けられている。しかし、①の擁護者は、②の発生も①の抗弁として用いられるだけであり、PA というものは存在せず、虐待的な親が監護権や面会交流を得るためにでっち上げた単なる作り話であるとして批判する場合がある⁽¹⁰⁾。両者の主張は、DV の被害を主張している者は PA であり、PA を主張している者は DV の加害者である、という紛争になりやすい。そして子が、DV の加害者または PA の手にかかると、離婚の衝撃から抜けられないばかりか、精神医学上も心理学上も健康な発達ができなくなる。実際の高葛藤事件は複雑に絡み合っており、これら双方の側面からみていく必要がある。

わが国の公表裁判例の中にも、このような高葛藤事例が現れてきている。必ずしも DV や PA とは明言されていないが、両者の主張の対立の中にそれらがどのように現れ、裁判所がどのように判断を下しているのであろうか。本稿はその分類を行って傾向を概観し、その判断の困難さと今後の課題について、若干の考察を行うものである。

第1章 他方親に暴力等があると主張される事例

DV や虐待が裁判に現れる場合は、身体的・精神的なものも含め、「暴力」という用語で表される場合が多い。そこで、法律情報データサービス

(10) リチャード A. ウォーシャック、青木聡訳『離婚毒一片親疎外という児童虐待』ix 頁（誠信書房、2012年）。PA は、精神医学および心理学上明確にされた定義であり、そこでは、片親疎外は必ずしも監護親が行うとは定義されていない。別居親が面会交流時に子に監護親の悪口を吹き込み洗脳し、監護権変更を申し立てるときにも使われる場合がある。同書60頁。また、日本の議論として、渡辺久子「子どもの発達と監護の裁判」梶村太市他編著『離婚後の子の監護と面会交流』57頁（日本評論社、2018年）、長谷川京子「片親引き離し／症候群」批判」同書102頁。

(LEX/DB)により、民法770条離婚、776条監護者指定、面会交流、養育費、および819条親権者指定、親権者変更に関わる事件で、「暴力」というキーワードにより検索を行ったところ、165件がヒットした。筆者は、昭和37年から平成14年までの公表判例・裁判例のうち、父母間の親権または面接交渉に関する事件で、「暴力」という用語の出てくる35件の事例を検索し、その傾向を見るために、分類したことがある⁽¹¹⁾。それによると、裁判所は暴力の事実を認定したが特にそれを親権者指定の決定基準において言及せず、総合的に検討して妻に親権を付与した事例が13件と最も多かったが、暴力は認定したものの夫に親権を付与したケースも6件存在した。面会交流や監護権紛争においてDVの認定は難しく、また認定されても、暴力が消極的要件として決定的に作用するのではないということが分かった。本稿では、平成13年以降にヒットした事例について、4つの分類に分けてその傾向を見ていきたい。⁽¹²⁾

(1) 裁判所は暴力を認定し、面会交流または監護者・親権者指定において、暴力をその決定的事項とした事例

民法766条による面会交流申立事件4件と、祖母である第三者からの監護者指定の保全処分申立事件が2件ある。

⑤金沢家七尾支審平成17年3月11日家月報57巻9号47頁子の監護に関する処分(監護者指定)申立事件は、祖母である第三者からの、子の監護者指定の申立てである。父母には4名の子がいるが、父は、「二女の頭部、

(11) 山口亮子「ドメスティック・バイオレンスと離婚後の子どもの監護に関する取決め」民商法雑誌129巻4・5号534頁(2004年)。

(12) 文中に引用する通し番号の一覧表は論文末の表に挙げる通りである。分類には、面会交流、監護者指定、親権者指定が問題となっている事例を取り上げた。

顔面を手拳で手加減せずに数回殴打した上、その両足首をつかみ、床面から高さ約40センチメートルのベッド上から引きずり降ろし、その身体を床板に叩き付けるなどの暴行を加えて、二女に頭部顔面打撲傷等の傷害を負わせ、二女は、右頭部顔面打撲傷による急性硬膜下血腫に基づく脳圧迫により死亡した。二女は、生前から、父から継続的に虐待を受けていたという事実が認められている。父は実刑判決を受けたが、出所後母子と共に暮らしていたところ、母が子らを連れて子らの祖母のいる実家へ戻った。父による虐待は他の子にも加えられており、子らは調査で、ご飯を食べさせてもらえなかった、寝かせてもらえなかった、保育園に行かせないと言われた、などと訴えた。裁判所は、父母が子の監護権に関する合意を適切に成立させることができず子の福祉に著しく反する結果をもたらしている場合には、家庭裁判所の権限につき民法766条を、申立権者の範囲につき民法834条をそれぞれ類推適用し、子の親族は子の監護に関する処分事件の申立権を有し、同申立てに基づいて、家庭裁判所は、家事審判法9条1項乙類4号により子の監護者を定めることができるとして、子の祖母からの監護者指定の申立てを認めた。

㊹東京家審平成14年10月31日家月55巻5号165頁子の監護に関する処分（面接交渉）申立事件では、夫が妻に対し「大声で怒鳴りつけ、暴力をふるうことがあり、未成年者の養育にも非協力的」であることが裁判所により認定された。妻は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、DV防止法という）の保護命令を申し立てており、接近禁止命令が出されていること、夫が突然子の保育園を訪れ、威圧的な態度により保育園側を困惑させたりしたという事実から、裁判所は2歳の子が父母間の緊張関係の渦中に巻き込まれ、精神的な動揺を与え、子の福祉を害する恐れが強いとして、父からの面会交流の申立てを却下した。

㊺福岡高決平成14年9月13日家月55巻2号163頁審判前の保全処分申立

却下の審判に対する即時抗告事件では、度重なる両親の暴力を伴った紛争、父による子への暴力や性的虐待が加えられている可能性が極めて高いこと等が否定できないことが認定されている。そのような状況で、子は児童相談所に一時保護されたり、父母の家に連れ戻されては、父母の別居中預けられていた祖母の家に自力に戻ったりしており、裁判所は、親権の行使が子の福祉を害すると認めるべき蓋然性があるとして、引渡しを却下した原審判を取り消し、監護者を祖母と定めて、子の仮の引渡しを認めた。

㉑東京家審平成14年5月21日家月54巻11号77頁子の監護に関する処分（面接交渉）申立事件では、父からの暴力により、母子は母子生活支援施設に入所しており、母子ともにカウンセリングを受けていた。父もDV加害者として心理的治療を受け、暴力克服ワークショップや講演会に参加しているという事実がある。裁判所は、父は現在でも加害者としての自覚は乏しく、母の立場や痛みを思いやる視点に欠けており、母はPTSDと診断され、心理的にも手当が必要な状況にあり、自立のために努力しているところで、父と対等の立場で協力しあうことはできない状況であると評価し、父と3歳の子との面会交流を否定した。

㉒横浜家審平成14年1月16日家月54巻8号48頁子の監護に関する処分（面接交渉）申立事件では、父が子の面前で母に手拳で顔面、頭部を多数殴ったり、加療2カ月を要する肋骨の骨折等の傷害を負わせたり、また子にも母を殴らせたりしたことが認定されている。これについて裁判所は、母が強い恐怖感を抱いていること、父が暴力について反省していないこと、相手方及び未成年者が暴力から逃れ、安定した生活を送っていること、未成年者が申立人との接触を積極的に求めていないこと等から、現時点において、面接交渉を認めることは子の最上の利益に合致せず、逆に子の福祉が害される危険があるとして申立てを却下した。

㉓東京家審平成13年6月5日家月54巻1号79頁子の監護に関する処分40(832) 法と政治 69巻2号II (2018年8月)

(面接交渉)申立事件では、父は、母に対し酷い暴力に及んだのは、長男生前の頃と主張しているが、母は3人の子の出生後に夫からの酷い暴力から逃れるために母子支援施設や知人宅に避難を繰り返したり、DV防止法による接近禁止命令も得たりしていると主張している。裁判所はこれらの主張や事実を踏まえ、父母の不和が厳しく、父母の緊張関係は9歳、6歳、2歳の未成年者らに強いストレスを及ぼし、未成年者らに弊害を招きかねず、その福祉に合致しないとして、父からの面会交流の申立てを棄却した。

(2) 裁判所は暴力を認定したが、暴力を決定的事項とせず、総合的に検討して被害親に監護者・親権者指定をしたか、面会交流を否定した事例

⑪東京高決平成23年7月20日家月64巻11号50頁は、未婚の子の親権者指定事件である。原審で認められた事実は、父が子を認知後、内縁関係にある母と子と同居していたが、父が母の顔を殴打して右鼓膜穿孔の傷害を負わせ、そのため、母は子を連れて神奈川県警署に、父による家庭内暴力についての相談に行ったが、警察署から父が子を連れて帰り、以後自宅で自分の父と兄の協力を得て子を養育していた。原審では、子が父の下で順調に生育しているところから、環境を変化させないとする継続性の要素により、父を親権者と定めた。抗告審では、別居までの3年4カ月母が主たる監護者であったこと、母からなされた保全処分の申立てによる仮の子の引渡命令及び執行に父が違反していること、双方を比較して父の監護が勝っていると認めるに足りる資料はないとして、母を親権者に指定した。

⑮東京家審平成22年5月25日家月62巻12号87頁子の監護者の指定申立事件、子の引渡申立事件では、別居中母が子(8歳男児)を監護養育していたところ、父が監護者指定及び引渡しを求めた事例である。妻は夫からの行動を監視されたり、威迫的な言動を受けたりしていると感じ、夫は子

対しても虐待をしていると主張した。これに対し夫も、妻が子を虐待していると主張している。子は、「叩くから。暴れそうで。気に食わないとき、大体15回くらい叩く。一杯やられた。あいつ来たらぶち殺してやるんだ。ゲームですっきりする」などと、父からたたかれたと述べている。裁判所は父の虐待を認定したが、「養育能力、経済力、心身の健康・性格、子に対する愛情・熱意、居住条件・居住環境、監護の実績及び継続性、監護補助者その他の援助体制の有無、連れ去りの態様・違法性の程度の点から検討」して、母を監護者に指定した。

⑳東京高決平成15年1月20日家月56巻4号127頁子の引渡し審判に対する即時抗告事件は、父が勝手に親権者として離婚届けを提出し、面会交流が困難な状態である母が、離婚無効確認請求訴訟を提起し、子の引渡しを求めている事件である。父は母に対し暴力をふるうこともあり、乳がんと診断されたときに配慮を欠く言動をしたことが認められている。子は、父が母を殴るのを目撃したことを理由に、母と暮らしたいとの意思を明確に示している。母は、父子の面接交渉には柔軟に考えており、子らが下校途中などに父宅に立ち寄ることも許容する考えであるのに対し、別居後の父は面会交流に対し非協力的な態度をとっている。裁判所は、特に暴力については検討対象とはせず、父母双方との交流を維持することができる監護環境が望ましいとし、その状況を提供できる母を監護者に指定し、子の引渡しを認めた。

(3) 裁判所は暴力を認定したが、加害親に監護者・親権者指定をしたか、面会交流を認めた事例

④仙台家審平成27年8月7日判時2273号111頁面会交流審判事件は、父が面会交流をする時期、方法を求めた事案である。裁判所は、「申立人は、相手方との同居中、口論の際に、立腹して、ガラスのコップを割る、掛け
42(834) 法と政治 69巻2号Ⅱ (2018年8月)

時計を素手で殴打して壊す、コードレス電話の子機を床に投げつけて壊す、携帯電話を壁に投げつけて壊すなど、物に当たった事実があり、相手方は、次第に、申立人に言い返さないようになる一方、申立人は、相手方を激しく責め、未成年者らの前でも、相手方を罵倒するようなこともあった」ことを認定した。相手方母には、心的外傷後ストレス障害（心因反応）が、長男には心因反応（情動不安定状態）、二男には心因反応（不安状態）や情緒障害があることが医師から診断されており、DV防止法による保護命令を得ていることから、面会交流を無理に実施すれば、未成年者らが父母の間に挟まれて苦しむことは容易に想像することができ、「相手方と申立人とのやりとりを前提とする面会交流（間接交流を含む。）を実施することは、子の福祉に反する特別の事情があるといえる」とし、母が父に4カ月に1回程度子らの近況を撮影した写真を送付するという間接的な面会交流を命じた。その抗告審ではこれに加え、2か月に1回、父の未成年者らへの手紙を速やかに未成年者らに渡すよう命じた。⁽¹³⁾

⑤東京高決平成27年6月12日判時2266号54頁面接交渉審判に対する抗告事件は、父が母へ当面1年間は、第三者機関の援助を受けて月1回、1回4時間程度の面会交流、2年目以降は、第三者機関の援助なしで宿泊付きの面会交流、学校行事、保育園行事等への参加、及び成長に関する情報（学校の通知表、健康手帳、母子手帳及び写真等）の開示を求めた事案である。原審は、母が複数の医師診断により深刻なうつ状態と認められていること、結婚生活中にDVを受けたと診断されたこと、未成年者らは不安、抑うつ状態であるという事実があることを踏まえ、「ガラスのコップを割

(13) 本件の裁判結果は、却下であるが、間接的な面会交流を命じたのは、「相手方に大きな負担を課すことにはならず、かつ、双方向の交流を図ることへつながる可能性があるというべきである」との理由であり、将来への可能性を排除していないため、面会交流を認めたものとして分類する。

る、掛け時計を素手で殴打して壊す、コードレス電話の子機を床に投げつけて壊す、携帯電話を壁に投げつけて壊すなど、物に当たった事実があり、相手方は、次第に、申立人に言い返さないようになる一方、申立人は、相手方を激しく責め、未成年者らの前でも、相手方を罵倒するようなこともあった」と認定した。面会交流については、母が父に4か月に一回程度、未成年者らの近況を撮影した写真を送付しなければならないと命じて申立てを認容した。抗告審でも、父による暴力や暴言によって引き起こされた強い不安があること等を認定し、直接的な面会交流を行うことは相当ではないとしながらも、双方向の交流を図ることにつながるよう、原審に加え、2か月に一回、抗告人の未成年者らへの手紙を速やかに未成年者らに渡さなければならないとする間接交流を行うのが相当であると判断した。

⑦大阪高決平成26年4月28日家判2号95頁親権者変更申立事件は、離婚後親権者となった母Fが遺言で祖母を未成年後見人に指定していたところ、母の死後、実の父が親権者変更を申し立てた事件である。離婚の原因の一つに暴力があったことは認定されている。原審は、「申立人の暴力について、確かに、申立人はFとの婚姻中、未成年者らの前でFと揉み合いになったり、Fを羽交い締めにしたことがあると認められるが、その程度については必ずしも明らかでなく、このことにより未成年者らが申立人に対して拒否反応を抱くに至っているとは認められない」としている。調査官調査によると、父子間で面会交流は自然に行われており、子は父と暮らすことについて肯定的な感情を有していることから、申立てを認めた。抗告審でも、父の暴力を原審の通り認めるも、父子の面会交流も大きな問題もなく実施されていたこと、父の配偶者とも交流を持っていること、母もその関係性を認めていたことなどから、裁判所は、母は、父を信用できない人物として本件遺言を行ったとは認めがたいと判断し、親権者変更を認容した。

⑩東京高決平成25年7月3日判タ1393号233頁面会交流審判に対する抗告申立事件は、夫から妻へのDVは認定するものの、原審及び抗告審において面会交流を認めた。妻は、夫（相手方）から奴隷のように扱われていたと感じていたこと、相手方から度々理不尽な暴力を振るわれ、強い恐怖心を抱いていたこと、抗告人の不貞行為が相手方に発覚し、相手方から殴られた後、「一生かけて償え」、「何事にも言うこと聞くしかないんだぞ」などと言われて、抗告人としては、以前にも増して相手方に対して逆らえず、服従せざるを得ない状況になったと主張しており、夫も暴力をふるった事実を認めている。事実審及び抗告審では、父は子に対し暴力をふるった事実はないこと、母親と暮らす7歳の子が父を嫌悪する母に対し殊更気づかいをすることは容易に推認しうること、調査官調査で父を拒絶していることが窺える事情は認められないこと、子が忠誠葛藤を生じているのは、面会交流を強要するためではなく、両親双方に対する感情が入り混じっているからであることが認定され、父に面会交流が認められた。しかし、婚姻中の暴力により母が恐怖心を抱き、子の送迎時に父と顔を合わせるような受渡方法を回避するよう、第三者機関の利用を検討すべく、原審に審理不尽责として差し戻した。

⑪広島高決平成19年1月22日家月59卷8号39頁子の監護者の指定申立及び子の引渡し申立却下審判に対する即時抗告申立事件は、原審が、「相手方は、夫婦喧嘩の際、申立人に暴力をふるったり、日頃、Eに躰と称して暴力をふるっていた。平成18年4月×日、相手方は、Eに暴力をふるって怪我をさせ、申立人がEを治療のため病院に連れて行っている間に、相手方は、CとDを相手方両親宅である肩書住所地に連れて行き、以後、CとDの監護養育は相手方と相手方の両親で手分けをして行っている」と認定した。Eは申立人である母の連れ子で、C、Dが、相手方である父との間に生まれた子であり、本件は父母の別居中に母からC、Dの子の引渡し

を求めたものである。原審は、子らは父の許で順調に成長発達しており、離婚訴訟で親権者の指定がなされるまでは、引き続き父の許で養育監護するのが子らの福祉にかなうと認め、申立てを却下した。高裁は、原審の認定を認めたが、別居中の監護者を検討する際、父の暴力については触れず、「抗告人・相手方とも、監護者として適性を欠くとまではいえない」と判断し、子の生活環境、監護補助者の存在、生活の安定性、母性の必要性等を比較検討して、父親を監護者に指定した。

②東京家審平成18年1月31日家月58巻1号79頁子の監護に関する処分（面接交渉）申立事件は、父は3人の子を叱る際に叩いたり部屋に閉じ込めたりすることがあったが子煩悩ではあった。面会交流中、子が父母の激しい争いを見て母のもとに帰りがらなかったため1週間返さなかったところ、その後母が面会交流を拒否した。母は子らが父と会いたがらず、精神的に不安定になると主張している。裁判所は婚姻中の父から子へ対する暴力はあったが、その程度が重大であったとも、頻繁に暴力をふるっていたとも認められないとした。裁判所は、子の意思と母の拒否感を検討し、3人の子のうち12歳の子とは面会交流を認め、9歳と6歳の子には認めなかった。

（4）裁判所は暴力を認定しないか言及せず、総合的に検討して、被害者とされる親に監護者・親権者指定をしたか、面会交流を否定した事例

①東京高判平成29年1月26日判時2325号78頁離婚等請求控訴事件は、
③原審が、妻が夫の身体的・経済的・精神的・性的暴力を主張するが、そのような事実を認めるに足る証拠はないとして、面会交流に協力的でない母よりも、年間100日の母子の面会交流の交流を計画している父に親権者を指定して離婚を認容した判決に対する控訴審である。控訴審では、妻
46(838) 法と政治 69巻2号Ⅱ (2018年8月)

がさらに夫の強烈な支配欲と独善的、強圧的な姿勢から発せられる暴言と脅迫的言動による具体的な複数のDV被害を主張したが、本件の慰謝料請求のなかにおいて、いずれもそれらを認めるに足る証拠はないとして、これらを認めることはできないとして否定された。親権者の指定については、原審が重視した面会交流のみが唯一の判断基準ではないとし、父母それぞれの監護能力や監護環境、監護に対する意欲、監護の継続性、子連れ別居の正当性、そして子の意思その他子の健全な生育に関する事情を総合的に考慮して、母を親権者と指定して、離婚を認容した。

②東京高判平成28年5月25日家判9号90頁離婚等請求控訴事件は、妻が夫による暴言や暴力等により、全般性不安障害に陥ったと主張したところ、原審が、性格・考え方の違いや感情・言葉の行き違いに端を発するもので、被告(夫)のみが責めを負うというものではない、夫が従前の言動を真摯に反省し、妻の全般性不安障害の理解のための努力を重ねれば関係改善ができるとして離婚請求を棄却した事件の控訴審である。DVの検討及び認定はなされず、夫により修復に向けた具体的な働き掛けがあったことがうかがわれない上、控訴人の離婚意思は強固であり、被控訴人の修復意思が強いものであるとはいい難いとして離婚を認め、総合判断して母を子の親権者に指定した。

①東京家審平成18年7月31日家月59巻3号73頁子の監護に関する処分(面接交渉)申立事件は、母が面接交渉の実施に当たり、第三者を介在させることを命じたものである。母は父から顔にあざができるような暴力を振るわれたと主張し、父も母が殴る蹴るの暴力を加え、模造刀や竹の棒で殴ったり、素手で頭や上半身を殴ったり、倒れたところを蹴るなどし、怪我をして病院で診察を受け、投げられたコップがこめかみに当たりCTスキャン検査を受けたこともあると主張していた。離婚事件において、「同判決は、申立人と相手方との間の暴力については、平成12年後半以降頻

繁に喧嘩を繰り返し、喧嘩の際には互いに暴力を振るっていたことが認められるが、いずれも打撲程度であり、深刻な怪我を負わせるような暴力を振るったものと認めるに足りる証拠はなく、また、どちらかが一方的に激しい暴力を振るっていたとまでは認められない」とした。面会交流は一般には、子の健全な成長、人格形成のために必要であるが、子は父母間の争いについて生々しい記憶を持っていること、父母の間に信頼関係が十分に形成されていないことを理由に、父が求める毎月1回及び宿泊付きの面接交渉は採用せず、母の主張の通り、1カ月半に1回の面接交渉において、第三者の立会いを認める判断を下した。

㊸東京高決平成17年6月28日家月58巻4号105頁子の監護者の指定申立却下審判及び子の監護者の指定申立認容審判に対する即時抗告事件で、母は、父が異性関係を詮索し、暴言、精神的暴力で威圧することに耐えられないとして子を連れて別居を開始した。その後、父が待ち伏せして車で子を奪取した。高裁はDVについては触れず、父の奪取行為を重視し、違法性を追認しないとし、奪取しなければ子の福祉が害されることが明らかといえるような状況がない限り、奪取前の監護に戻すと判断し、母を監護者と定めた。

㊹仙台高秋田支決平成17年6月2日家月58巻4号71頁子の引渡し申立却下審判に対する即時抗告事件は、DVが原因で母が3名の子を連れ別居し、その後父が無断で保育園から3名を自宅に連れ帰った事件で、母から申し立てられた。原審において母は、父は母を道具のごとく扱い人格を無視し、暴言を吐き侮辱し、度々殴る蹴るの暴行を加えていたこと、子を連れての別居は暴力が原因であり、その後も平手打ちされ鼓膜が破れる傷害を負っており、子どもも暴力を見ていたと主張している。これについて裁判所は、父から子に対する暴力はないと認定し、現在の父による監護が劣悪でない限り、子の心身の安定性を重視して現状維持とし、申立てを却下
48(840) 法と政治 69巻2号II (2018年8月)

した。控訴審では暴力に触れることなく、もっぱら、自力救済により違法行為を助長することのないよう、子の福祉から双方で監護される利益を比較し、奪取先にいる方が奪取前にいる方をある程度優位に上回ることが積極的に認められない限り、引渡請求を認容すべきとして、母への子の引渡しを認容した。

(5) 小括

DV の定義は DV 防止法に基づくが、現実の DV は、その背景にジェンダーの問題があり、かつ労働市場での男女格差や給与格差の問題があるため、DV から逃れることができないのは主に女性である。多くは男女性別役割分担の意識の中で、男性が主として収入を得て、女性は外で働くか否かにかかわらず、主に家事育児を行い、婚姻中の子の主たる養育者となっている。したがって、家事事件では多くは女性が別居後・離婚後の監護者となり、その中で DV の被害者として登場している。以上の分類でもそのような傾向が現れている。そして、裁判所が DV を認定しているのは、加害者本人がそれを認めたり、傷害や治療という証拠が存在したり、保護命令が出されたりしている事実があることが大きい。

裁判所が暴力を判断の要件にした(1)の例は、今回対象とした20件中の6件であった。㉕と㉗は、DVを行う父と、その被害にあっている母子がいるが、母を子の監護者とするよりも、第三者である祖母を監護者としたものである。被害者である母の監護状態は明らかにされていないが、DV被害者が監護者となるより、第三者が適格であることもある。(4)の㉑、㉒でDVの主張に対し、裁判所がそれを認めないか、決定要因としていないのは疑問であるが、DVの具体的な状況や、病院や警察、DV相談所との関わり、またはDV保護命令の申立て等がなければ認定も困難となる。なお、特徴的なのは、(1)の㉑で、加害者が暴力を自ら認め治療を

受けていても、裁判官がその効果を認めておらず、面会交流を子に有害であると判断したことであり、後で見るように、DVの本質と治療の困難さが窺われる。

高葛藤夫婦で暴力等が主張される裁判例において、(1)の分類以外では、裁判所は必ずしも暴力を前面に出して判断しているわけではない。暴力の存在は認めつつも、加害者との面会交流を認めたり、監護者・親権者に指定したりした(3)も6件存在する。DVが認定されても、間接的な面会交流や、第三者の支援を得て行う面会交流であったり、子への影響の程度を見て監護者指定・親権者変更が行われている。今回のように、暴力に焦点をあてて見ていくと、裁判例では暴力という要素が必ずしも決定的要件という訳ではないことがわかる。

では、DVについての子への影響をどのように考えるべきであろうか。夫婦間のDVは認定していても、(3)の⑩、(3)の⑳、および(4)の㉔の原審は、子どもに対する暴力はなかったとか、その程度が重大でないとして面会交流を認めているが、これについてはどのように考えるべきであろうか。また、DVが存在している場合においても、間接的・直接的面会交流を認めるとするならば、親と子をサポートできる体制は、その地域で確保できているのであろうか。DVがあっても、面会交流を認める理由について、第3章において検討していきたい。

第2章 監護親が他方親と子の面会交流を拒絶する事例

2004年の拙稿では、「裁判所は暴力を認定しないか言及せず、加害者とされる親に監護者・親権者を指定した事例」をDV事例の一分類としてまとめ、そのとき監護者・親権者を指定した事例はなかったが、まさ

(14) 山口・前掲注(11)538頁、542頁。

にその分類をここでPAとして取り上げるのが、今回の特徴である。父母間の高葛藤事例において、別居・離婚後の監護親が他方親のDVを主張し、頑なに子との面会交流を拒絶していることを裁判所が子の利益にかなわないと判断し、加害者とされる親に親権者指定をしたものが2例、面会交流を認めたものが2例登場している。

③千葉家判松戸支部平成28年3月29日判時2309号121頁は、①の原審である。妻は夫からの身体的・経済的・精神的・性的暴力を主張していたが、裁判所は、共にプライドの高い原告と被告が、事ごとに衝突を繰り返した結果、険悪な状態となって別居するに至ったとの認定の下、「そのような事実を認めるに足り証拠はない」と判断した。妻は無断で子を連れて家を出て別居を開始し、その後父子の面会と電話で話すことも拒むようになった。別居後5年10カ月の間、面会交流は6回程度しか応じていない。父は自分が親権者となったら、母子の100日の面会交流を計画している。そこで裁判所は、「これらの事実を総合すれば、長女が両親の愛情を受けて健全に成長することを可能とするためには、被告を親権者と指定するのが相当である」として、父を親権者に指定した。

⑧東京高決平成26年3月13日判時2232号26頁面会交流の間接強制申立事件は、原審が面会交流の内容が特定されていないとして申立てを却下したのに対し、抗告審は申立てを認容したものである。未成年者らは、「お母さんにぼうりよくをふるったり本当にやめてもらえますか?」「私は、あなたのことが世界一きらいだし、あなたのことをお父さんなんて思っていないです。」「おまえは死ねばいいんだよ、このクソ野郎」と乱暴に大きな字で書いている。高裁はこれについて、未成年者らが5歳と4歳の時から別居しており、以後接触して暴力を加えたこともないから、未成年者らの感情は、一緒に暮らしている親からの影響を大きく受けたことによって獲得されたものと認めた。さらに高裁は、「母親が婚姻中、未成年者らの前で

父親に対してきたない、臭いなどと罵り、食事中に父親が近づくと、未成年者らと一緒に別室に移動するなどしたため、未成年者らも父親を蔑視するように」なったこと、2人の未成年者が激しい憎悪に近い特殊な感情を有していることに対し、「未成年者らは幼いときから父親に対して生理的な嫌悪感を感じた母親の影響を強く受けて、父親に対する特殊な感情を抱くに至っており」、母親は「未成年者らと父との健全な父子関係の構築や発展を、自己の不安定な感情に任せて実質的に阻害してきた」こと、母親のこのような行為は、「未成年者らの福祉を阻害することが明らか」であると認めた。裁判所は、「本件で未成年者らの利益は、現在の未成年者らの意思に任せて、父親との面会交流をしないまま放置しておくのではなく、少しずつでも未成年者らと父親との面会交流が実現するようにできる限り環境を整えつつ」面会交流させることであるとして、母親に不履行1回につき、1人2万円の割合による強制金を支払うよう命じた。

⑨福岡家審平成26年12月4日判時2260号92頁は、親権者変更申立、子の引渡申立、及び面会交流申立事件である。婚姻中及び別居当初には父母が実質的に共同で子を監護しており、離婚調停において父子が毎月3回面会交流を実施することを合意していた。その後母親は無断で東京から福岡へと子を連れて転居したため、合意した内容の面会交流を実施することは事実上不可能となった上に、子がこれまでと異なり泣き叫んで抵抗したり、面会交流支援機構（FPIC）の協力を得たりしても面会が成立しないことがあった。父が申立てに及んだものであるが、裁判所は次の通り認定した。母は面会交流の受け渡し時に泣き出したり、部屋から出てこようとしなかったり、子に対し父と離婚するために面会に応じてもらいたいと頼んでいたこと、母は父との面会に笑顔で送り出すことはかえって子に不審に思われると考えていたこと、母は父と自身の葛藤は財産分与の処理に関する不満が原因であるとしていたこと等が認められ、子の前で父への否定的

52(844) 法と政治 69巻2号II (2018年8月)

感情や面会交流を快く思っていないとの気持ちを隠すことができなかつたことから、母は子が父との面会を楽しむことに罪悪感を覚えさせるような言動を取り続けていたと推認するのが合理的である。また子についても、調査官にいきなり「僕はママといたいです」と述べたり、父に抱っこされると母が怒ると述べて面会交流から帰宅時に家の前で急に降りようとしたり、試行的面会交流の終了後、母が迎えに来た途端に態度を一変させて調査官に攻撃性を示したりしたこと、試行面会終了後、母が「ママ見てたよ」と述べたところ、子は次から見られていることを意識していたこと、「A君（子）は神様から作られなければよかった」と述べたり、裁判所の面接でも母の顔色を窺うような状況であったりしたこと等から、子は母の言動により、父との円滑な交流をしたことに強い罪悪感を抱き、母に対する忠誠心を示すために父に対する拒否感を一層強めたと推認するのが合理的である、と認定した。以上を踏まえ裁判所は、双方の親と愛着を形成することが子の健全な発達にとって重要であり、非監護親との面会交流はその者との関係を形成する重要な機会であるとして、面会交流の意義を認めた。さらに、監護者はそのまま母とするが、親権を父親へ変更した。本裁判所は、本件Aの置かれている状況の検討に加え、一般的な子の福祉を次のように具体的に述べている。〔1〕拒絶のプロセスに巻き込まれた子どもは、非監護親との関係が失われる結果、監護親の価値観のみを取り入れ、偏った見方をするようになる、〔2〕監護親が子どもの役割モデルとなる結果、子どもは、自分の欲求を満たすために他人を操作することを学習してしまい、他人と親密な関係を築くことに困難が生じる、〔3〕子どもは、完全な善人（監護親）の子である自分と完全な悪人（非監護親）の子である自分という2つのアイデンティティを持つことになるが、このような極端なアイデンティティを統合することは容易なことではなく、結局、自己イメージの混乱や低下につながってしまうことが多い、〔4〕成長するにつれて

物事が分かってくると、監護親に対して怒りの気持ちを抱いたり、非監護親を拒絶していたことに対して罪悪感や自責の念が生じることがあり、その結果、抑うつ、退行、アイデンティティの混乱、理想化された幻の親のイメージを作り出すといった悪影響が生じるなどとされている。」

⑭大阪高決平成22年7月23日家月63卷3号81頁面接交渉審判に対する抗告事件は、母が子を連れ実家に戻り、母を親権者として和解離婚成立した後、母が父と未成年者を会わせないとして、父が申し立てた事案である。原審では、母が、父の言動が常識の範囲を超えており、引き続き一緒に生活していくことができないこと、父の両親からの過干渉、未成年者をあやしたこともなく未成年者に対する愛情はないと断言し、「今は父親に合わせる必要が全くないと思う。こどもにとって百害あって一利なし。壊れた食器洗い洗浄機を勧められているようなもの」と言って頑なな態度をとっていた。裁判所は、父から暴力を受けるなどの子の福祉に害する事情がなく、非監護親と定期的に面会交流することで父の愛情を感じるにより健全な成長を果たすことができるのであり、親権者がそのような子の権利を害することは許されないとして、面会交流を認めた。抗告審においても、未成年者の健全な成長のためには速やかに面会交流を実現すべきであるが、長期間にわたり非監護親との面会交流が実現しなかったこと、未成年者が幼少であることなど判示の事情の下においては、段階を踏んで面会交流を実施し、未成年者との信頼関係を醸成すべきであるから、面会交流について頻度及び一回当たりの面会時間を段階的に増加させる内容を定めるのが相当と判断した。

本章の各事例はいずれも、母親が父親からのDVを主張しているが、父親はそれを否定して子どもと会わせない母親を批判しており、いわばDVとPAの双方の主張が見られる例であり、裁判所はDVを認定せず、加害者とされる親に面会交流を認めたり親権者を指定したりした。③は、PA 54(846) 法と政治 69巻2号II (2018年8月)

か否かは、子の様子や意見、態度が示されていないため分からないが、⑨は明らかに母親から洗脳されることが子の利益にかなわないことを説明している。監護親の頑なな態度に対して、裁判所がそれに対する見解を述べているのが特徴的である。

第3章 DV および PA に関する検討

加害者から被害者へ対する DV は、それが身体的なものであれ精神的なものであれ、被害者へ与える影響は大きい。また、親の暴力や暴言を身近で見たり感じたりすることにより、子どもの脳が傷つけられることが、科学的に明らかにされてきている⁽¹⁵⁾。そこで、当事者から DV が主張されているときに、裁判所は DV の存否をどのように判断するのか、DV の疑いがあるか、あるいは認定されるときに、監護者指定や面会交流をどのように判断すべきかを検討する必要がある。

家事事件で DV が主張される場合、あるいは証明された場合の特定のガイドラインはいまだ日本では出されていないが、DV 関連法が発達しているアメリカでは、全国少年・家庭裁判所裁判官協議会により模範法が発表されている。同法は、DV が生じている場合、DV の加害者に監護権を付与することは子どもの最善の利益にならないと推定する規定を置いてい⁽¹⁶⁾る。この推定は反証可能なものであり、加害者が監護権を得るためには、暴力が子どもにとって有害でないことの証明責任が課せられる。各州でこの模範法が採用されているが、その運用に当たって、例えばノースダコタ州では、「明白かつ信頼ある」証拠によってしか覆せないという高い基準を設けている。面会交流は、裁判所が子と監護者の安全が確保される取決

(15) 友田・前掲注(7) 61頁。

(16) Model Code on Domestic and Family Violence, Section 401 (National Council of Juvenile and Family Court Judges).

めがあると認めるときに限り、命じることができる⁽¹⁷⁾とする。

これに対しわが国では、第1章でみてきたように、DVが認定されても、加害者に監護者が指定されたり、面会交流が認められたりする場合がある。日本の家事審判とは異なり、アメリカの対審構造による手続きでは、当事者に証明責任が課せられるため、DVの存在が明らかになれば、加害者が監護者となるのは困難となろう。ただし、アメリカにおいても法制上は整備されていながらも、DVが証明できなければ、被害者を守ることはできず、日本と同じような状況が存在している。面会交流や監護者指定事件において、DVの主張が決定的な要因とならない理由として挙げられている議論を以下に紹介する。

(1) 裁判所のDVに対する反応

わが国のDV防止法による保護命令は、「配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況」があること、「配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる」事情があることが要件であるから、これらを記載した申立てと、配偶者暴力相談支援センターや警察に相談、援助もしくは保護を求めた事実があればその記載を、またはそれがないければ公証人の認証を受けた宣誓供述書を添付することになっている。そして申立人本人の審尋と相手方の審尋がなされ、裁判所が総合的に判断して保護命令の決定が出される。平成28年度の司法統計では、総数2632件中、認容されたのが約80%で、取下げ15%、却下5%である。家事裁判例でも、DV相談支援センターに行ったり、保護命令を得たりしているケー

(17) *Id.* at Section 405.

スもあり、この場合は家庭裁判所がDVを認定することは容易となる。

このような保護命令はなく、家庭裁判所において当事者がDVを主張する場合、DVはどのように認定されるのであろうか。例えば(4)に分類した㊦は、本件の前に離婚が争われた際、「申立人と相手方との間の暴力については、平成12年後半以降頻りに喧嘩を繰り返し、喧嘩の際には互いに暴力を振るっていたことが認められるが、いずれも打撲程度であり、深刻な怪我を負わせるような暴力を振るったものと認めるに足る証拠はなく、また、どちらかが一方的に激しい暴力を振るっていたとまでは認められない」としている。双方が暴力をふるっている場合は、DVが認定され難くなっている。しかし、DVケースで、被害者である女性が自分から手を出す場合が多いことは分かっており⁽¹⁸⁾、そのような場合もDVが成立する可能性は高い。

アメリカの子どもの監護や面会をめぐる裁判で、裁判所がDVの認定を躊躇する理由の一つに、父母の平等性が挙げられている⁽¹⁹⁾。1960年代以前のアメリカでは、監護権紛争で母親優先の原則がとられており、子が幼いときは母親の母性と養育が子の最善の利益にかなうという法律の規定があり、母親という性別だけで監護権が付与されていた。その後、州最高裁レベルで子の母親優先の規定が平等保護条項違反とされ、今日では性別による偏見を排除することが原則となっている。そこで裁判所は、中立の立場で父母双方の主張を聴くことになる。DVの主張がなされても、一方が純粹無垢な被害者で、他方が悪魔の加害者という、初めから中立を欠いた構

(18) ランディ・バンクロフト／ジェイ・G・シルバーマン著・幾島幸子訳『DVにさらされる子どもたち—加害者としての親が家族機能に及ぼす影響』131頁（金剛出版、2004年）。

(19) Joan S. Meier, Domestic Violence, Child Custody and Child Protection: Understanding Judicial Resistance and Imaging the Solutions, 11:2 Journal of Gender, Social Policy & the Law 657, 676 (2003).

造がとられることを裁判所は避けたがるようになった。加えて、監護権付与においても両性の平等主張と父親の権利主張とが相まって、今日のアメリカでは共同監護が主流となっている。そのなかで裁判所は、一方からDVの主張があっても疑いの目で見えるようになる。裁判所は、真実は知りようがなく、多くの場合、双方に問題があるだろうと仮定し、過去のDVが将来の監護権の決定には関係しないであろうと考え、DVの主張よりも中立的立場をとろうとするという⁽²⁰⁾。もちろんDVは、別居後、離婚後も終わる訳ではない。

他方、裁判所にはまだジェンダー・バイアスが存在している。マサチューセッツ州ジェンダー・バイアス研究では、一般には監護権事件では、ジェンダー・バイアスは母親に有利と思われているが、2100件の監護権紛争で、裁判所が母親に父親よりも高い基準を課していたことが認められたと発表しており⁽²¹⁾、女性の信頼性は、男性に認められる信頼度よりも低いことが指摘されている⁽²²⁾。

(2) DV被害の影響

身体的暴力だけではなく精神的暴力によるDVが、被害者や子どもへ与える影響は大きい。加害親は身体的暴力だけでなく心理的暴力によっても被害親を痛めつける。その結果、被害親は、不安、アルコールの乱用、うつ状態、自尊心の低下、PTSDによるストレス、精神障害等に陥る割合が高くなる。しかもそれにより、子育て能力が下がり、子どもに対して身体

(20) *Id.*

(21) *Id.* at 687.

(22) Karen Czapanskiy, Domestic Violence, the Family, and the Lawyering Process: Lesson from Studies on Gender Bias in the Courts, 27 *Fam. L. Q.* 247, 253 (1993).

的暴力を加える割合が高くなったり、親としての適格性にマイナスの評価となったりしてしまう⁽²³⁾。

子どもが親のDVにより受ける影響は、行動面では友達やきょうだいをいじめたり暴力をふるったりしたり、多動、強迫観念、摂食障害、薬物乱用の問題を抱える、感情面では恐れ、心配、緊張、不安感、怒り、敵意、罪悪感を持ち、学習及び認定面では注意の欠陥、学習の遅れ等の兆候を示すとされる⁽²⁴⁾。また加害者が、暴力や脅しにより被害親の心身を痛めつけることにより、被害親の権威を失墜させるため、子どもはそれを見て、母親の身体的尊厳を軽んじてよいと思ってしまう⁽²⁵⁾。子どもは加害者からコントロールされて、母親こそ家族を崩壊させた悪者だと思って加害者の方に付くこともあり、あるいは加害者に恐怖を感じて加害者と同じようにふるまい加害者と同一化することもある⁽²⁶⁾。

その結果アメリカでは、DVやPTSDに関する知識のない裁判官や評価者は、風変わりな、あるいは感情的な被害者よりも、もの静かで理路整然と主張する加害者の方を信頼することになる⁽²⁷⁾。また、監護者決定において、裁判所は他方の親と子との交流を促進するフレンドリー・ペアレント（友好的な親）を重視する傾向にある。DVの被害者は子どもを守るため、ま

(23) バンクロフト・前掲注(18) 69頁。被害女性は、暴力を振るわれない母親の2倍の割合で子どもに身体的虐待を加えるといい、アルコール乱用は16倍になるといふ。同66, 69頁。

(24) ランディ・バンクロフト著・白川美也子他訳『DV・虐待にさらされた子どものトラウマを癒す』87-91頁（明石書店、2006年）。

(25) バンクロフト・前掲注(18) 63頁以下。わが国でも、DVの典型的技法として、母子関係を破壊することが指摘されている。水野紀子「DV・児童虐待からみた面会交流原則的実施論の課題」梶村太市他編著『子ども中心の面会交流』118頁（日本加除出版、2015年）。

(26) バンクロフト・前掲注(18) 80頁。

(27) Meier, *supra* note 19, at 692.

た自らがさらなる被害を受けないため、相手方との接触を積極的に認めることができなければ、監護権を得られなくなる。今日では、DVがある場合にはこの条項を適用しないと規定しているところもあるが、それはDVが証明されたうえでの話であり、証明が困難な場合は、適用も難しくなる。⁽²⁸⁾

(3) DVを行う理由

加害者がDVを行う理由として流布しているものの一つに、アルコールや薬物の乱用の影響というものがある。しかし、研究では、それらが暴力の頻度や激しさに影響を及ぼすことはあるが、それらには暴力を引き起こす生理的作用はなく、大部分の加害者には、アルコール・薬物乱用の徴候は全くみられないとされている。⁽²⁹⁾ また、DVを行う者は精神疾患を抱えているという認識も存在するが、加害者に共通してみられる特定的人格障害や精神疾患は存在しないという。⁽³⁰⁾ さらに、生活上のストレスも暴力の発生に及ぼす証拠はないとされる。そして、人種・文化・階層・経済状態においても、著しい違いは見られない。⁽³¹⁾

では、何がその者をDVの加害者とさせるのか。それは、支配欲であり、特権意識であり、自己中心であり、優越感であり、独占欲であるという。⁽³²⁾

(28) バンクロフト・前掲注(18) 113頁。

(29) 同上30頁以下。大酒飲みのDVの加害者は高い割合で存在するが、飲酒と虐待行為との明確な関連性を示す証拠はないとしている。Theresa M. Zubretsky and Kala M. Digirolamo 222, 223 (Albert R. Roberts, ed. *Helping Battered Women* (1996))。

(30) 同上。Albert R. Roberts, *Myths and Realities Regarding Battered Women* 1, 6 (Albert R. Roberts, ed. *Helping Battered Women* (1996))においても、全ての加害者が精神異常のではなく、加害者の行動は、逮捕とカウンセリングにより変わるとしている。

(31) 同上。

(32) 同上16頁以下。

バンクロフトは、DV等の虐待は、精神的な問題にはほとんど関係なく、⁽³³⁾ 全ては価値観と信念の問題であるという。加害者はパートナーをほぼあらゆる領域で支配しようとし、自分は家庭の中で特別な権利や特典を、何ら責任を果たさなくても享受できると思ひ込み、その自分自身の要求を満足させる特権的立場を守るため、いかなる手段を講じることも正当だと感じる。そこにはパートナーより優れた人間だという思いがあり、自分に正義の基準があると思っており、間違っている妻を暴力で正すのは当然だと思っている。⁽³⁴⁾ 相手に対する軽蔑があり、人間としてではなく自分の所有物として扱う。したがって、暴力をふるっても、それは相手がさせたことで自分は悪くなく、ときには、暴力や虐待を否定したり矮小化したりする。⁽³⁵⁾ そして、DVの研究では、暴力をふるう男性は暴力を振るわない男性と比べて親権裁判を起こす割合が高いといわれている。⁽³⁶⁾

加害者は専門家の下で教育されることにより、変われるのであろうか。ミネソタ州ドゥルースで暴力に対する介入プログラムが始められて10数年後、その成果は、暴力が減ったと答えたのはシェルターの55%で、変化なしは42%であった。⁽³⁷⁾ バンクロフトは、加害者が本当に変化するのは、⁽³⁸⁾ 長く困難なプロセスが必要であるという。しかし、加害者更生の研究と必要性は着実に広がっている。

(33) ランディ・バンクロフト著・高橋睦子他訳『DV・虐待加害者の実体を知る』368頁（明石書店、2008年）。

(34) 信田さよ子『加害者は変わるか？DVと虐待を見つめながら』183頁（ちくま文庫、2015年）。

(35) バンクロフト・前掲注(33) 78頁以下。

(36) バンクロフト・前掲注(18) 75頁、Meier, *supra* note 19, at 685.

(37) エレン・ペンス他著・波田あい子他訳『暴力男性の教育プログラム—ドゥルース・モデル』278頁（誠信書房、2004年）。

(38) バンクロフト・前掲注(18) 161頁。

(4) DV 認定の難さ

アメリカでも DV の証明は難しく、裁判官が容易にそれを認定しないことは先に述べたとおりである。DV を主張する母の中に、加害者から子への性的虐待があることを主張する者もいるが、国際家庭裁判所/調停裁判所協会によると、アメリカで9000件の監護権と面会交流が争われたケースで、2%の親が他方の親から子が性的虐待されたと主張しており、その訴訟の50%が有効で、33%が間違っており、17%が不確定であった。意図的に虚偽であると判明したのは14%であったとのことであり、また別の調査では、70%の訴訟が事実上真実であったとされる⁽³⁹⁾。虚偽申述が14%あること、または真実ではない訴えが30%あることを多いとみるか少ないとみるかは評価の違いであるが、DV 被害の擁護者であるメイヤーは、それをわずかとみている。しかし、わずかでも虚偽の申立てがあることで、裁判官が DV の真実を疑う余地を残すこととなってしまっている。

また裁判所は、夫婦間の暴力があっても、子どもに暴力をふるっていないければ、DV を有害とはみなさない傾向にあるし、過去の暴力は将来の監護権には関連しないか、当事者が別れば、家庭内暴力が終了するととらえた裁判例が多く出されているという⁽⁴⁰⁾。

(5) PA について

アメリカで1980年代に提唱された片親疎外症候群 (Parental Alienation Syndrome: 以下、PAS という) は、その提唱者のリチャード・ガードナーの経歴や研究面での信ぴょう性に疑義が生じたことで、アメリカ心理学会は症候群と定義することを否定した。DV の加害者に父親が多いことに対

(39) Meier, *supra* note 19, at 683.

(40) *Id.* at 700-703.

し、当初彼は、PASの加害者は母親が多いとしていた。あらゆるケースにおいて加害者と被害者の性別が固定される⁽⁴¹⁾はではなく、それは流動的であるが、統計上あるいは傾向上、監護親となりやすい母親はDVの被害を訴え、父親はPASの被害を訴える割合が多いことから、母親または父親の支持団体は、それぞれPASまたはDVに対する批判を行う。そしてそれに対して、その批判を誤った偏見として反論することが繰り返し行われることとなった⁽⁴²⁾。PASに対する批判は、虐待的な父親が監護権を得るためにでっち上げた単なる作り話であるとして、そもそもPASは存在しないという主張として現れる。

しかし、そのような状態が症候群に当たらないにしても、現に多分野の研究により、片親疎外(PA)の存在は明らかであり、否定することはできない⁽⁴³⁾。今日では、様々な研究によりこの概念はより精緻になってきており、疎外させた親ではなく、子に焦点を当てるべきとする「疎外された子(alienated child)⁽⁴⁴⁾」や「洗脳された子(brainwashed child)⁽⁴⁵⁾」、拒絶された親

(41) 調査によると、父が子に対し母を疎外させた場合と、母が子に対し父を疎外させた場合は、双方とも子は他方親を拒絶するようになっている。Amy J. L. Baker & Amy Eichler, The Linkage Between Parental Alienation Behaviors and Child Alienation, 57 Journal of Divorce & Remarriage 475, 480 (2016).

(42) PASが批判されている理由の一つに、リチャード・ガードナー博士が、子どもに別居親に対する嫌悪感を刷り込む洗脳を行っているのは母親が多いとする主張を行ったことも挙げられる。これにより法廷で安易にPASが主張され、法廷での駆け引きに使われるようになったことで、PAS自体が批判にさらされた。ウォーシャック・前掲注(10)37頁以下。

(43) 青木聡「片親疎外」に関する最新情報」大正大学研究紀要96輯6-7頁(2011年)。国際家庭裁判所/調停裁判所協会(AFCC)の大会において、裁判官、弁護士、調査官、心理士、社会福祉士、子どもの代理人等の参加者約90%が実際に片親疎外事例を担当したと回答しており、筆者は日本において片親疎外に対する対策は格段に遅れていると記している。

を支援する「離婚毒 (divorce poison)⁽⁴⁶⁾」等が発表されている。なお、本稿では一応これらをまとめてPAと表現する。

PAは、①別居親に対する一連の誹謗中傷や拒絶、②不合理な理由による拒絶、③同居親の言動に影響された結果としての拒絶の3点すべてが見られた場合に認定される⁽⁴⁷⁾。子どもは離婚時の激しい感情により、親を拒絶することは普通にあることであり、片親疎外を行っているからといって、単純に一方の親による悪口、罵詈雑言、洗脳といった離婚毒が理由であると結論付けることはできない⁽⁴⁸⁾。したがって、これらのPA理論でまず指摘されることは、別居・離婚後に別れて暮らす親に嫌悪感を示す子どものうち、親の離婚そのものや親の再婚に怒って親を避けたり、または虐待やDVの目撃等で正当な理由で親を拒絶したりする子どもと、非現実的な理由で親を拒絶する子どもがいる⁽⁴⁹⁾ということである。後者の場合は、同居親が子に対し別居親の悪口、罵詈雑言を行い、その結果子を恐怖心や嫌悪感

(44) Joan B. Kelly and Janet R. Johnston, *The Alienated Child, A Reformulation of Parental Alienation Syndrome*, 39 *Fam. Ct. Rev.*, 249 (2001).

(45) Stanley S. Clawar & Brynne V. Rivlin, *Children Held Hostage, Identifying Brainwashed Children, Presenting a Case, and Crafting Solutions* (ABA, 2013).

(46) ウォーシャック・前掲注(10) 参照。

(47) 青木聡「離婚による親子引き離しの問題点と共同親権の可能性」法と心理13巻1号76頁(2013年)、ウォーシャックによる定義より。

(48) ウォーシャック・前掲注(10) 72頁以下。

(49) ケリーとジョンストンは、親を遠ざける子の徴候には、「両親と肯定的な関係」、「一方の親と親密な関係」、「一方の親と連盟する子」、「一方の親から疎遠にされた子」、そして「一方の親から疎外された子」という順に強まり、「疎外された子」は病的反応を示し、彼らが拒絶している親に対してする行動の強さ、広さ、および凶悪さにおいて、同盟や疎遠をはるかに超えているとしている。Kelly & Johnston, *supra* note 44, at 254, ウォーシャック・前掲注(10) 3頁。

で満ちた洗脳によりなされるが、同居親本人はそれを無意識のうちに行うこともあれば、子どもに対する罪悪感から、あるいはより積極的に、別居親を子どもから遠ざけたいという復讐心や憎しみから意識的に行うこともある。同居親によるその方法は、突然の隔離や引越し等別居親から子を遠ざけたり、別居親に対する直接的な酷い悪口や罵詈雑言を子に浴びせたりといった物理的なものから、例えば「お父さんがお金をくれないから買ってあげられない」とか、「お前たちの母親から電話だ。あいつと話したいか」と軽蔑的な口調で言うことで母親は尊敬に値しないという基本メッセージを送ったり、⁽⁵⁰⁾面会交流に行くときに「怖がることは何もないわ、怖がらないで」と言って父親を怖がらせる暗示を送ったり、父母と子の同居中の楽しかった写真を捨てたり、あるいは、離婚の理由は全て他方の親が悪いというように、都合よく過去の事実を書き換えたりする言動を行うという間接的な方法をとる場合もあるという。⁽⁵¹⁾そのような結果、これまで親と仲の良かった子どもが突然、親といて楽しくなかったと言い出す。具体的には、子どもは電話で別居親と話すことを嫌がり、もう2度と話したくないと言ったり、面会交流を徹底的に拒絶したりする。仮に、別居親と面会交流すれば、その間同居親の元に戻りたいと泣き叫んだりする。また、別居親の些細な性格の短所を列挙したり、敬意を示さなくなったり、祖父母やペットなど親とのつながりを連想させるものに対する嫌悪感を示したりし

(50) 調査によると、別居親と会っていない子どもは、91.1%が同居親から誹謗中傷を聞いたことがあると答えているが、他方、誹謗中傷を話したと答えた同居親は46.2%にとどまっており、悪意がなくとも、疎外親となる可能性もある。益子行弘「離婚による親子引き離しの問題点と共同親権の可能性」法と心理13巻1号79頁（2013）。

(51) ウォーシャックは、子を害する親が別居親の場合は、面会交流を通じて子を洗脳するという。

(52) ウォーシャック・前掲注(10) 参照。

て、これらの酷い態度に対し全く罪悪感を表さなくなる。疎外されていない子どもとの決定的な違いは、他方の親に対し、憎しみや激しい嫌悪を心から表現することであり⁽⁵³⁾、しかも、それが洗脳されているからではなく、その親を拒否しているのが完全に自分の判断であると主張するのが特徴的である⁽⁵⁴⁾。

おわりに

本稿は便宜上、DVタイプとPAタイプに分けて日本の裁判例を分類し、DVとPAの議論を紹介したが、実際にDVは、一方に加害親がおり、他方に被害親と子どもがいるという構造ばかりではない。研究では、DVに子どもが巻き込まれるのを次の7パターンに分けて分類化している⁽⁵⁵⁾。一方親をA、他方親をBとすると、①AがBに暴力を振るい、子がそれを目撃している、②AがBと子の双方に暴力を振るう、③AがBに暴力を振るい、そのストレスでBが子を虐待する、④AのBに対する支配のもと、BがAと共に子に暴力を振るう、⑤AのBに対する支配関係の下、AのBに対する暴力がBと子の関係を破壊していく、⑥AのBに対する暴力により子がAに同一化しBに対し暴力を振るう、⑦AのBに対する暴力に子がBに同一化し、暴力の受容性が高まる、というものである。このように、DVの構図は単純ではなく、またケースにより一つとして同じではないことから、子の意見を表面通り受け取ることも適切ではなく、単に一方の親に監護権を付与し、他方の親の面会交流を否定することで解決できるものではない。また、子が虐待で死亡した例においては、DV加害者が必ずしも虐待の加

(53) Kelly & Johnston, *supra* note 44, at 262.

(54) ウォーシャック・前掲注(10) 248頁。

(55) 春原由紀他『子ども虐待としてのDV-母親と子どもへの心理臨床的援助のために』(星和書店、2011年)参照。

害者である訳ではない。実際の事件では、DVの被害者が子を虐待死させている場合も多く⁽⁵⁶⁾、第1章でも見たように、ケースによっては第三者や施設による監護が必要なこともある。

DVのみが存在するケース、PAのみが疑われるケースと、明確な場合もあるが、DVとPAの証明や認定が困難であるとき、それらは表裏の関係になることがある。一方の親が被害者であるのに加害者にされて子どもに会えなくなっているという状況は、DVの被害者にも、PAの被害者にも起こり得る。たとえば、DVの被害者が子を加害者に合わせるのを拒めば、PAとみなされ、監護者に指定されず、面会交流が拒まれるかもしれない。PAの被害者が面会交流を望めば、DVの加害者であるといわれて子どもとの面会を拒絶されたりする場合が生じる。DVの擁護者は、PAの主張はDVの親が監護権を勝ち取るための作り話であると言い、PAの擁護者は、DV冤罪を主張する。1990年代のアメリカでは、「PASを誘発した悪い母親」vs「DV／虐待の加害者である悪い父親」という対立図式で、子どもを奪い合う泥沼の中傷合戦が繰り返されたという⁽⁵⁷⁾。それぞれの代理人は、依頼人の勝利のために働くため、他方の主張に対して全面的

(56) DVと虐待死亡事例16件の事実関係を詳細に検討したものとすると、多くの事件は、多世代が関係している上に、未婚・離婚・再婚等があって家族関係が複雑であり、子の死亡後の公判によって初めてDVが存在していたことが明らかになったものが多い。これらの事件では、DVの加害者とされる者が必ずしも子の死亡の加害者と同一ではなく、DVの加害者が児童虐待の加害者となったものが7例、DVの被害者が児童虐待の加害者となったのが5例で、加害者と被害者双方が虐待の加害者となったのが2例（実母とその後同居した交際男性の2人で虐待行為を加えた事例含む）であった。川崎二三彦「DVと虐待死亡事例」子どもの虹情報研修センター『平成26年度研究報告書児童虐待に関する文献研究児童虐待とDV』41-64頁（2016年）。

(57) 青木・前掲注(43)7頁。

に否定して戦うからである。

では、DV が主張あるいは認定されたら、面会交流を全面的に禁止すべきであろうか。これに関して脳科学の専門家は、DV の加害者と離れて暮らすにしても、精神医学的に愛着形成をしていく必要があるとする⁽⁵⁸⁾。PA 被害の擁護者であるジョンストンは、暴力を恐れている被害親に、子と他方親との関係を促進させるべきではないとしている⁽⁵⁹⁾。他方、別の脳科学者は、脳神経の回復を中心に考えると、「良い親子関係の経験を上書きすることが必要であり、むしろ積極的に会わせる方が良いかもしれない」と言っており⁽⁶⁰⁾、DV 被害の擁護者であるバンクロフトや春原も、暴力をふるう父親と全く接触したがる子どもはほとんどおらず、多くの子どもはこの先も父親に愛情を示し、自分のことを知ってもらい、大きな出来事があったときには父親と話したいと思っていると述べている⁽⁶¹⁾。さらに、前述したように、DV の構造は一義的ではないため、子の主張する意思にのみ決定を委ねるのは妥当ではない。DV 加害者からの洗脳で子が DV 被害親との面会交流を拒む場合もあるように、子の利益は一律的にとらえられないからである。DV が存在しているにしても、全ての場面で全面的に面会交流

(58) 友田・前掲注(7) 158頁以降。

(59) Peter G. Jaffe, Janet R. Johnston, Claire V. Crooks, Nicholas Bala, Custody Disputes Involving Allegations of Domestic Violence: Toward a Differentiated Approach to Parenting Plans, 46 Fam. Ct. Rev., 500, 503-504 (2008).

(60) 青木・前掲注(43) 6頁。

(61) バンクロフト・前掲注(18) 100頁。春原・前掲注(55) 99頁も、子は、DV 加害であっても、父親からの愛情を求めているり、両親揃って仲良く暮らせる家族を望んでいたり、子どもの思いは両価値であり複雑で、父親と別れた子どもの喪失感は大人が考える以上に複雑であるという。また、PA 理論においても、DV や虐待を受けた子と PA になった子との違いは、親との交流を一切拒否するか否かであるとしている。Kelly & Johnston, *supra* note 44, at 254.

を否定することが正しいか否かの判断は難しい。何より、被害親の回復の支援は必要不可欠である。ただし、被害者である親と子とのサポートは、方向性もやり方も異なる場合があり、専門家や第三者による適切な支援がなければ、被害親と子との関係も不安定となる。そして、加害者が子と会うためには、更生をする必要がある。もちろん、今日の日本の司法システムおよび支援システムでは不十分なことが指摘されているが、今後、双方の親を教育支援しながら、親子の交流を目指す必要があることは確かである。⁽⁶²⁾ 具体的には、間接的の面会交流や、監督付きの面会交流が模索されている。⁽⁶³⁾

PAがあるところ、すなわち、子が合理的な理由によらず別居親との面会交流を拒絶している場合はどうであろうか。PAの専門家は、子どもが別居親との面会交流を強制されていると不満を繰り返しても、別居親はあきらめず、面会を継続させることが片親疎外を取り消すために極めて重要であると述べている。⁽⁶⁴⁾ 調査によると、子どもと拒絶された親について、裁判所が交流を増やしたところ、約400事例の9割においてその親子の関係が好転し、さらに子どもの心理社会的な問題、学業成績の問題、身体症状の問題が軽減ないし消失したと報告している。⁽⁶⁵⁾

日本の近年の裁判例を見ても、従来はDVが主張されるケースや、それが認定されることにより、親子の交流が制限されるケースが多く見られた

(62) 水野・前掲注(25)122頁。

(63) 榎原富士子監・打越さく良著『改訂 Q&A DV事件の実務 相談から保護命令・離婚事件まで』141頁以下参照(日本加除出版社、2015年)。

(64) ウォーシャック・前掲注(10)139頁以下。子どもは自分では拒絶していても、別居親が会おうとしないと見捨てられたと感じるといふ。Kelly & Johnston, *supra* note 44, at 259.

(65) ウォーシャック・前掲注(10)142頁。See, Clawar & Rivlin, *supra* note 45.

が、今日ではPAの疑いのあるケースに対し裁判所が判断したものが現れてきている。これまでの検討で、PAの認定には、子の異常なふるまいや表明する意見の特殊性が存在していることがわかった。調査官は、この点について今後更に詳細な調査を求められることになろう。今後、子どもをめぐる高葛藤事例において、DVとPAの問題は避けて通れない課題である。本稿ではそれらの研究の紹介を十分になし得ることはできなかったし、明確な答えを持ち合わせるまでに至っていないが、今言えることは、われわれは、DVの主張やPAの主張を頭から否定するのではなく、その存在を前提に研究を進めていく必要があるということである。諸外国では、DVとPAに関して精神医学、心理学、行動科学の調査研究に加えて、脳科学の研究も進んできており、法律家だけでは把握し得ない子の利益についての科学が発達している途上である。加えて、加害者の更生も、それらの科学的知見が必要である。子の利益の判断について、法的見地のみならず学際的な研究を踏まえたうえで検討していくことがますます重要になってくるものと思われる。

本研究は、JSPS 科研費 JP16K03427 の助成を受けたものである。

	裁判例	原審
1	東京高判平成29年1月26日判時2325号78頁離婚等請求控訴事件：変更	千葉家判平成28年3月29日判時2309号121頁
2	東京高判平成28年5月25日判タ1432号97頁，家判9号90頁離婚等請求控訴事件：取消自判	東京家判立川支部平成27年1月20日判タ1432号99頁：棄却
3	千葉家判松戸支部平成28年3月29日判時2309号121頁離婚等請求事件：一部認容，一部破棄	
4	仙台家審平成27年8月7日判時2273号111頁面会交流審判事件：却下	
5	東京高決平成27年6月12日判時2266号54頁面接交渉審判に対する抗告事件：変更	東京家審平27年2月27日判時2266号58頁：認容
6	東京高判平成26年6月12日判時2237号47頁離婚等請求控訴事件：取消	横浜家判平成25年12月24日判時2237号55頁棄却
7	大阪高決平成26年4月28日親権者変更申立て事件判時2248号65頁，家判2号95頁：棄却	大阪家審平成26年1月10日判時2248号63頁，家判2号92頁：認容
8	東京高決平成26年3月13日判時2232号26頁面接強制申立却下決定に対する執行抗告事件：取消	さいたま家決久喜出張平成25年10月25日：却下
9	福岡家審平成26年12月4日判時2260号92頁親権者変更申立事件，子の引き渡し申立事件，面会交流申立事件：一部認容，一部却下，一部変更	
10	東京高決平成25年7月3日判タ1393号233頁面会交流審判に対する抗告申立事件：取消，差戻	新潟家決平成25年4月25日判時2232号32頁：認容
11	東京高決平成23年7月20日家月64巻11号50頁親権者指定：変更	横浜家庭審平成23年4月4日家月64巻11号58頁：却下
12	広島高判平成23年4月7日民集68巻1号32頁認知無効，離婚等請求控訴事件：棄却	広島家判平成22年10月21日民集68巻1号19頁：一部認容，一部棄却
13	最判平成23年3月18日民集236号213頁離婚等請求本訴，同反訴事件：一部破棄自判，一部棄却，一部却下	東京高判平成20年11月6日：一部変更，一部認容，一部棄却
14	大阪高決平成22年7月23日家月63巻3号81頁面接交渉審判に対する抗告事件：変更	京都家審平成22年4月27日家月63巻3号87頁
15	東京家審平成22年5月25日家月62巻12号87頁子の監護者の指定申立事件，子の引渡申立事件：却下	
16	東京高判平成20年5月14日家月61巻5号44頁離婚反訴請求控訴事件，附帯控訴事件：取消・本訴請求却下，附帯控訴却下	東京家判平成19年8月31日家月61巻5号55頁
17	東京高決平成19年11月7日家月60巻11号83頁面接交渉申立却下審判に対する抗告事件：取消・認容	
18	さいたま家審平成19年7月19日家月60巻2号149頁子の監護に関する処分（面接交渉）申立事件：認容	
19	東京高判平成19年2月27日判タ1253号235頁離婚請求控訴事件：棄却	東京地判所八王子支判平成17年10月28日：棄却

20	広島高決平成19年1月22日家月59巻8号39頁子の監護者指定申立及び子の引渡し申立却下審判に対する即時抗告申立事件：変更	広島家庭裁判所呉支審平成18年11月8日家月59巻8号45頁：却下
21	東京家審平成18年7月31日家月59巻3号73頁子の監護に関する処分（面接交渉）申立事件：認容	
22	東京家審平成18年1月31日家月58巻11号79頁子の監護に関する処分（面接交渉）申立事件：一部認容，一部却下	
23	東京高決平成17年6月28日家月58巻4号105頁子の監護者の指定申立却下審判及び子の監護者の指定申立認容審判に対する即時抗告事件：取消自判	
24	仙台高秋田支決平成17年6月2日家月58巻4号71頁子の引渡し申立却下審判に対する即時抗告事件：取消，認容	青森家庭裁判所弘前支審平17年3月31日
25	金沢家七尾支審平成17年3月11日家月57巻9号47頁子の監護に関する処分（監護者指定）申立事件：認容	
26	東京地判平成17年2月18日判時1925号121頁離婚請求事件：認容	
27	広島高判平成16年6月18日判時1902号61頁離婚等請求控訴事件：一部変更，一部棄却	
28	東京高決平成15年1月20日家月56巻4号127頁子の引渡し審判に対する即時抗告事件：棄却	
29	東京家審平成14年10月31日家月55巻5号165頁子の監護に関する処分（面接交渉）申立事件：却下	
30	福岡高決平成14年9月13日家月55巻2号163頁審判前の保全処分申立却下の審判に対する即時抗告事件：一部取り消し，自判，一部棄却	福岡家久留米支審平成14年7月19日：却下
31	東京家審平成14年5月21日家月54巻11号77頁子の監護に関する処分（面接交渉）申立事件：却下	
32	横浜家審平成14年1月16日家月54巻8号48頁子の監護に関する処分（面接交渉）申立事件：却下	
33	東京家審平成13年6月5日家月54巻1号79頁子の監護に関する処分（面接交渉）申立事件：棄却	

LEX/DBで、平成13年以降、「暴力」を含む民法766条，770条，819条を検索して現れた事例

Visitation and Custody in High-Conflict Couples

論

Ryoko YAMAGUCHI

When parents agree to divorce, they should determine visitation and custody with the interests of the child as their highest priority. However, when there is a high degree of conflict between the couple, taking into consideration the interests of the child become difficult. I examine cases of high-conflict couples, dividing them into two types. In one group, one parent and children refuse visitation because of domestic violence (DV) committed by the other parent during the marriage. This is the DV type. In the other type, despite the absence of reasons such as DV or abuse, children strongly resist visitation or completely refuse any contact with the other parent. This may come about through the influence of an alienating parent, who is trying to keep children away from the other parent. This is called the parental alienation (PA) type. It is necessary to examine the adverse effects on the best interests of the child in cases of both DV and PA. I discuss the problems and controversies of the DV and PA types with reference to American research on the topic.

説